コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016年1月15日
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役社長　中村 利秋
問合せ先:経営企画室　03-5347-9103
証券コード:1430
http://1st-corp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、公正かつ透明性のある企業活動を推進し、社業の発展を通じて地域社会に貢献するとともに、企業を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等、全ての利害関係者からの信頼が得られる企業であるよう努めております。

当社は継続的な企業価値の向上をはかるためには、コーポレート・ガバナンスの確立が重要であると認識しており、経営の効率性、公正性、透明性を維持することを目標としたガバナンス体制の構築をおこなっております。監査役会に加え社外取締役を招聘し、取締役等の業務執行に対する経営監視機能や、内部監査の実施、コンプライアンス・リスク管理委員会設置等による内部統制機能、コンプライアンス機能の拡充に努めております。

また、継続した経営の監督機能強化や情報の適時開示などに取り組み、迅速で適正な情報開示の実現にも取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村　利秋	574,890	19.34
飯田　一樹	542,500	18.25
株式会社中村	274,880	9.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	169,880	5.71
齋藤　みさを	127,500	4.29
中村　莉紗	123,900	4.17
中村　建二	123,900	4.17
野村信託銀行株式会社(投信口)	87,200	2.93
佐藤　和広	76,500	2.57
堀口　忠美	76,500	2.57

支配株主名	なし

親会社名	なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京マザーズ
決算期	5月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤本　聡	他の会社の出身者								△			
佐藤　均	他の会社の出身者											○

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h.上場会社の取引先(d、e 及び f のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本　聡	○	藤本聡氏は、取引銀行である㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）の出身であります。	藤本聡氏は、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、当社のガバナンス体制の強化、拡充に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と藤本聡氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。
佐藤　均	○		佐藤均氏は、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、当社のガバナンス体制の強化、拡充に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と佐藤均氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名検討会議			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
5	0	3	2	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬検討会議			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
5	0	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

独立社外取締役を構成員に加えることにより、独立した客観的な立場より、公正かつ的確な評価が得られるものと期待しております。

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、監査役会にて作成及び承認した年間監査計画に基づき、監査業務を実施しています。監査役は取締役会を初めとする主要な会議に出席すると共に、取締役等からの業務執行状況の聴取や決裁書類の閲覧などにより、その適法性の監査を実施しており、その内容は毎月開催される監査役会にて報告され、情報の共有を図っております。

また、毎月開催される監査役会に内部監査部門がオブザーバーとして参加し、内部監査等の報告を行ない、情報の共有を図るとともに、協議又は意見交換をおこなうなど、両者で法令、社会規範、市場ルール、社内規程等の遵守を徹底する活動に努めております。

当社は、会計監査人として東陽監査法人を選任しており、同監査法人より、外部の第三者として計算書類や財務諸表等の公正性、正確性を担保するための監査を受けております。

三様監査の観点としての連携状況としましては、会計監査人である東陽監査法人と、四半期毎に往査の講評、内部統制に関する講評、監査結果等の報告を受けており、内部監査部門も同席し、三者間での情報交換、意見交換を実施しております。また、個別の案件に基づくミーティング等は、随時実施しております。

内部監査は、代表取締役社長直轄の経営企画室が担当しておりましたが、2015年8月27日付で、内部監査室を設置いたしました。従前より、「内部監査規程」に基づき年間内部監査計画を作成し、諸法令及び諸規程への準拠状況及び当社の業務及び財産の実態を監査して、経営の合理化、能率の向上及び資産の保全に努めております。今後も継続して、各部署及び全現場の内部監査を実施するとともに、業務執行の適正性及び内部統制の有効性についての評価を実施してまいります。また、当該内部監査活動には常勤監査役が同行するなどし、連携した監査活動を実施してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藪谷　典行	他の会社の出身者													○
楠見　恭造	公認会計士													○
諸橋　隆章	弁護士													○

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j.上場会社の取引先(f、g 及び h のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藪谷　典行	○		藪谷典行氏は、金融機関及び事業会社での豊富な経験により、高い見識と知見を有しておられ、当社のコンプライアンスを遵守した企業活動を維持するための監査活動を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と藪谷典行氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。
楠見　恭造	○		楠見恭造氏は、公認会計士としての豊富な企業監査経験を有しておられることより、当社のコンプライアンスを遵守した企業活動を維持するための監査活動を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と楠見恭造氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。
諸橋　隆章	○		諸橋隆章氏は、弁護士として法務に高い専門性を有しておられることより、当社のコンプライアンスを遵守した企業活動を維持するための監査活動を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と諸橋隆章氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を独立役員として選任しております。
これらの独立性の高い役員5名により、外部からの客観的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営の監督機能強化の向上に繋がるものと期待しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、当社に従事する役職員を対象としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外監査役,従業員

該当項目に関する補足説明

役職員の業績向上に対する貢献意欲や士気の向上、業績及び企業価値の向上につながる成果に結びつくことを目的としております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は総額で開示しています。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役報酬の限度額を決定しております。
各取締役の報酬につきましては、報酬検討会議で報酬案を作成し、その報酬案に基づき取締役間の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは取締役会事務局、社外監査役のサポートは監査役会事務局が担当しております。
取締役会開催に際しましては、事前に議案に関する資料を送付し、必要に応じてそれぞれの事務局より補足説明を実施し、議案等に対する理解を深めるための活動を実施しております。
また、適時開示等につきましても、事前に関連する資料送付と説明等を実施することにより、適宜対応をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、社業の発展を通じて地域社会に貢献するとともに、企業を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者から信頼が得られるよう、経営の効率性、透明性、健全性、迅速性が確保できる経営体制の確立に取り組んでおります。

1. 当社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ.会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下のとおりであります。

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成しておりましたが、業容の拡大に伴い8名に増員いたしました。月に1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定しております。

取締役8名のうち2名は社外取締役であり、独立した客観的な立場より、取締役会の意思決定及び各取締役の業務執行の状況について、実効性の高い監督機能により、適法性・妥当性を確保しております。

b 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会へ出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、各取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催しております。また、内部監査部門及び会計監査人と四半期毎にミーティングを開催して情報の共有、意見交換等により相互に連携を図っております。

c 経営会議

経営会議は、業務執行取締役、常勤監査役、執行役員及び各事業ユニットの責任者で構成され、会社運営上の重要事項である、事業推進における決裁事項、重要な検討事項、事業計画の立案、業績及び資金収支の見込の検証等、経営に関する重要事項について協議し、必要に応じて対策を講じております。

d 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、取締役会8名のうち2名の社外取締役、社外監査役3名の体制でありますので、業務執行と監督、監査機能が分離し、独立性と透明性の高い監視機能が整備された体制であると考えております。 社外取締役に求める役割としましては、独立性と透明性が高い監視機能が備わることにありますが、加えて、新鮮な発想や新しい理念を取入れることになることも期待しております。 以上の様に、社外取締役による適法性、妥当性に関する監督機能と併せて、社外監査役による牽制機能により、経営監視機能の拡充に努めてまいります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の決算早期化と共に、招集通知の早期発送や、ホームページへの早期掲載等、できるだけ早期に株主への情報発信が行えるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は8月を予定しており、集中日にはならないと考えております。しかし、株主の方々に出来るだけ多く参加頂くため、日程と開始時間等につきましては配慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在は、導入しておりません。 今後、利用可能なインフラの調査等を実施し、将来にむけて導入について検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は、導入しておりません。 今後、調査、検討を行ってまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在は、提供しておりません。 今後、当社株式の外国人比率が 20%程度になった段階で実施する方針としています。
その他	
実施していない	

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIR専用のサイトを構築し、そのサイトに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催いたします。 当社の業績や今後の計画に関する情報等について説明してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期毎に決算説明会を開催いたします。 当社の業績や今後の計画に関する情報等について説明してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討をすべき事項として認識しており、説明会の実施につきましては、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	専用のホームページを構築し、その利用により適時開示資料を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の	管理部経理グループにて開示を担当し、その他のIR全般につきましては、経	

設置	営企画室が担当しております。
その他	
実施していない	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業行動規範」を制定しており、その規程により社会人としての行動規範はもとより、取引業者や地域社会においても、協調性と責任ある行動を求めております。 また、株主に対する利益還元等の方針につきましては、利益配分に関する基本方針等にて提示することといたします。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	法令順守と環境保全の精神で取り組んでおります。 当社と関連が深い、産業廃棄物の処理に関する部分につきましては法令遵守によりマニフェストの運用等につきまして、指導と教育を徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	迅速で適正な情報開示の実現に取り組み、開示すべき情報は、当社のホームページにも開示し、当社が発信する情報が機関投資家、個人投資家の区別なく広く行き渡るように配慮してまいります。
その他	
実施していない	

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成 27 年5月 15 日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コーポレート・ガバナンス

1. 取締役及び取締役会

取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定します。

取締役会は、原則として月一回の定例取締役会を開催し、緊急議案発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制構築を図ります。

2. 監査役会

監査役会は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査担当部門と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施いたします。

(2)コンプライアンス

1. コンプライアンス遵守

当社は、役職員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講じます。

2. コンプライアンス相談窓口

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、役職員等が本規程に基づき照会・相談を行える体制を整備しているとともに、相談窓口には顧問弁護士がこの任にあたります。

3. コンプライアンス・リスク管理委員会の開催

当社は、企業論理や法令遵守意識を社内に浸透させ、未然に違法行為を防ぐ仕組みを構築し、コンプライアンス体制を推進することを目的とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」に顧問弁護士を招聘し四半期毎に開催しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた具体的な取組み状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動規則」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a)社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスガイドライン」、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策規則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b)対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c)反社会的勢力排除の対応方法

(1)新規取引先・株主・役職員について

反社会的勢力等との取引等を未然に防ぐ仕組みとしては、新規取引先、株主、役職員については当該取引先、人物が、反社会的勢力と関係ないことを確認しております。具体的には、以下の確認を行っております。

1次チェック

・担当者が取引先と接触した際、反社会的勢力との関係がないことの心象が得られていることを確認しております。

2次チェック

・日経テレコンで(インターネット検索)悪評等の記載がないことを確認しております。

3次チェック

・2次チェックで確認が得られない場合は、「警察」及び「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ照会し、確認をしております。

・上記のチェックにおいて、確認が得られない場合は、取引不可としております。

・また、取引の開始時の各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記しております。あわせて、役職員の入社時には、反社会的勢力との関わりを持たない旨を「誓約書」に記載しております。

(2)既存取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、継続的に取引を行う取引先については、一年経過毎に反社会的勢力との関係がないことの確認を実施しております。

(3)既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(4)外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ加盟、外部講習会、セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

(d)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、管理部が反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(e)研修活動の実施状況

当社は、顧問弁護士等による、役職員に対するコンプライアンス研修を定期的に実施する等、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

Ⅴ. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示資料等の管理状況

当社が、会社情報に関する適時開示資料等を当社ホームページ等に掲載する場合の開示方法及び開示フローについて次のように定めております。

(a)所管部門

適時開示資料等を開示する所管部門は管理部とし、情報取扱責任者を取締役経営企画室長としております。

(b)当社ホームページ等への掲載に際しての制限事項

(イ)適時開示資料等の開示にあたり、公表予定時刻までは、原則として社内サーバー内の公開ディレクトリに資料を保存しないこととしております。

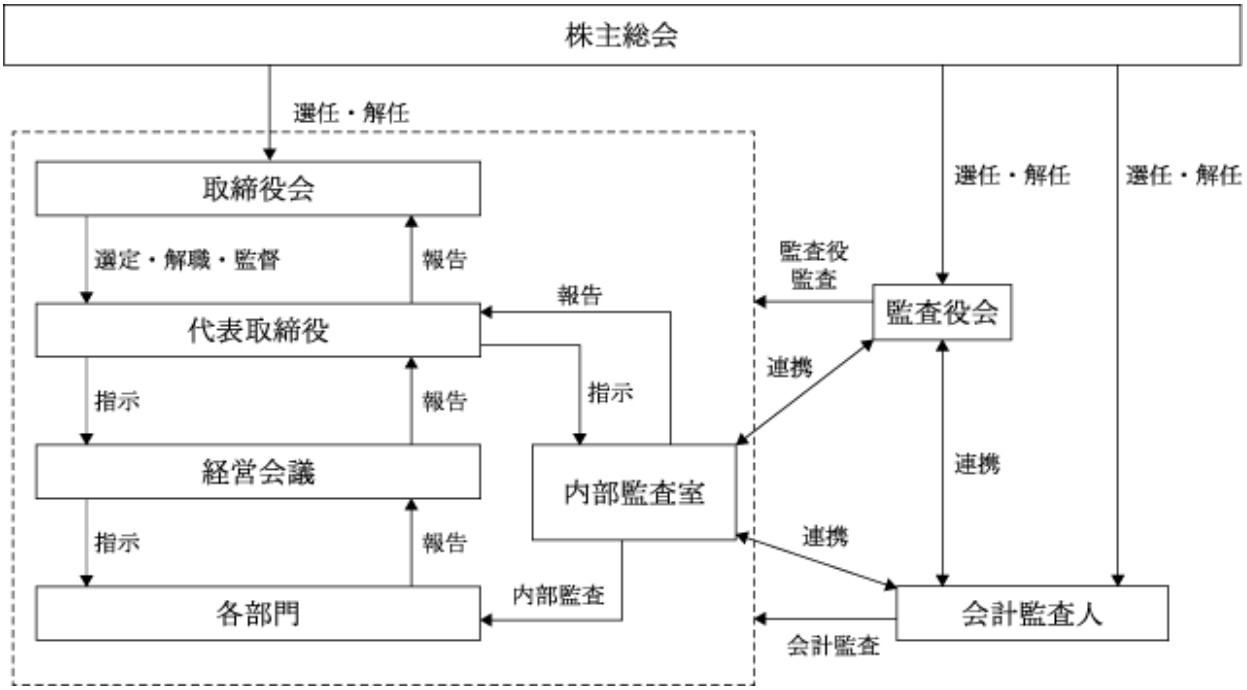
(ロ)決算短信等の管理部内で共同作業を要する適時開示資料を、公開ディレクトリに一時的に保存する場合は、情報取扱責任者及び管理部スタッフしかアクセスできないよう、権限設定したフォルダ内に保存しております。

(c)当社ホームページ等への掲載手順に係るフロー

(イ)当社において、適時開示資料等の開示に際してのセキュリティ体制確保のため、以下の方法及びフローを採用し情報漏洩防止に努めています。

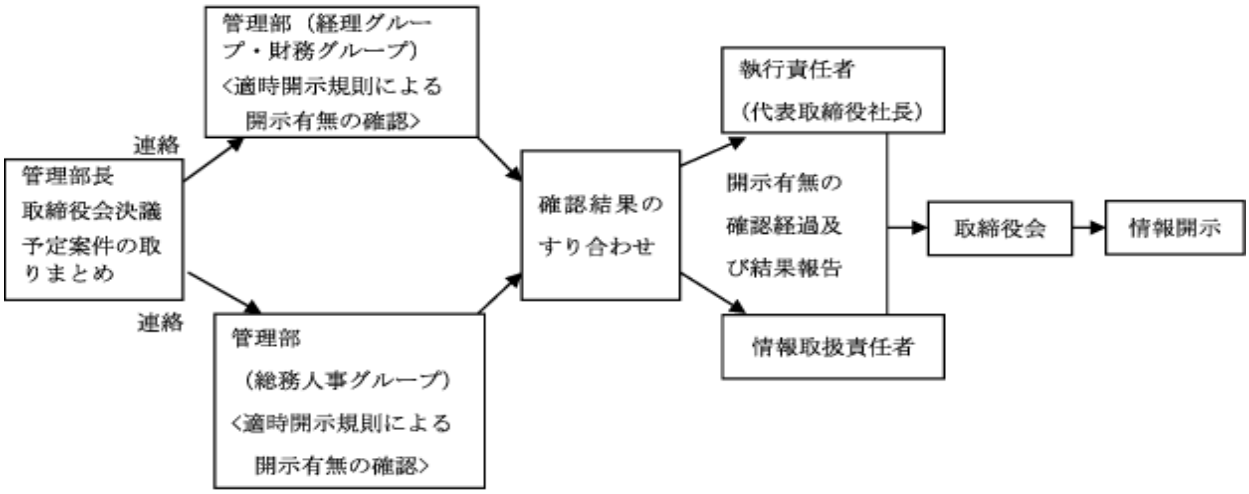
(ロ)開示担当者は個別のログイン ID とパスワードを用いて TDnet にアクセスし、TDnet に適時開示資料等を提出いたします。

(ハ)当社ホームページへの IR 情報の掲載は、公表予定時刻より前に外部者が閲覧できないよう、情報取扱責任者が TDnet を通じて当該情報が開示されたことを確認した後、開示担当者は当社ホームページの IR サイトに内装されているコンテンツマネジメントシステム(CMS)によって当該開示資料等をアップロードいたします。

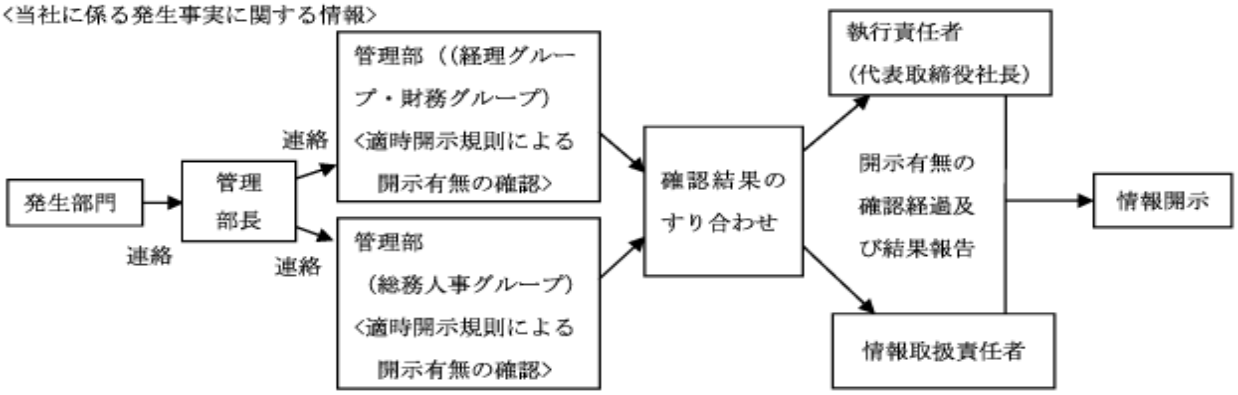


【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事項・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報>



以上